

社会福祉法人南島原市社会福祉協議会 行動計画

職員が仕事と子育てを両立することができ、職員全体が働きやすい環境を作ることによって、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするために、次のように行動計画を策定する。

- 1 計画期間 令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間
- 2 内 容

目標1：妊娠中や出産後の女性職員の健康確保について、相談体制を整備する。

(対策) 令和4年6月 相談窓口担当者への対応に必要な研修等を年1回実施を目指す。

目標2：計画期間内に育児休業取得率を次の水準以上にするよう努める。

男性職員 1人以上取得するよう努める。

女性職員 現状の取得率の維持に努める

(対策) 令和4年10月 規程に関する勉強会、取得促進対策についての検討会を実施し取得率向上を目指す。

目標3：年次有給休暇の取得日数を1人あたり12日以上とする。

(対策) 令和4年4月 年次有給休暇取得状況を確認し、年次有給休暇取得予定表の作製等により、連続取得、行事休暇取得等、計画的な取得推進に努める。

目標4：職員のノウハウを活用し、最寄りの学校へ出向き指導する。

(対策) 随時 福祉体験学習等、ボランティア学習の講師として職員を派遣する等の地域貢献活動を各種機関と連携し積極的に実施する。